財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容
205	地域	10	とやま地域共生型福祉推進特区	病児・病後児保育拡充事業	兼務の看護師等の配置による病児・病後児保育事業の実施	保育所及び保育所以外の施設を併せて経営する社会福祉法人	厚生労働省	保育対策等促進事業費補助金	拡充	病児・病後児保育事業の実施を兼務の看護師等にも拡大し、この場合にも補助の対象とするよう、保育対策等促進事業の病児・病後児保育事業実施要件を緩和するとともに、加算分のみ補助金を交付できるよう、補助金交付要綱に位置付ける。

回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
	担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
1回目	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課	病児・病後児保育事業（地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業）	B	既存の病児・病後児保育事業において対応可能。	既存の病児・病後児保育事業実施要綱（抜粋） 「病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。」 と記載していることから、病児・病後児の利用がない場合に看護師等が他業務を行うことは可能。		a	本県の要望内容が、現行の制度の中で対応可能であると認められるため		厚生労働省から指定自治体の財政支援要望については、既存の「病児・病後児保育事業実施要綱」による対応が可能との見解が示されており、指定自治体の要望は実現可能となるため協議終了。	Ⅰ
2回目											